

静岡県事業認定審議会

本審議会は、平成13年7月の土地収用法の改正により、事業認定の中立性を担保するため第三者機関の意見聴取が義務付けられたことから、平成14年7月に本審議会が設置された。

1 根 拠

土地収用法第34条の7、静岡県事業認定審議会条例（平成14年条例第6号）

2 目 的

知事が行う、県内の市町や社会福祉法人等の公益事業者に対する事業認定について、申請書の縦覧期間中に、土地所有者等から事業認定庁が行おうとする処分に反対する意見書が出された場合、事業認定の中立性を担保するため、審議を行い、認定庁である知事に対し意見を述べる。

3 審議会の構成

- (1) 委 員：7人以内（非常勤の特別職の職員）、任期2年再任可（5期まで）
- (2) 会 長：委員互選
- (3) 会 議：会長が招集、出席過半数で成立
出席委員の過半数により議決、可否同数の場合は会長が決定
- (4) 専門委員：調査の必要に応じて設置
- (5) 委員名簿（令和4年9月11日～令和6年9月10日）

| 氏 名 | 分 野 | 現 職 | 期数 |
|-------|---------|-------------------|----|
| 伊吹 裕子 | 環境 | 静岡県立大学食品栄養科学部教授 | 1期 |
| 坂野 史子 | 法曹界 | 弁護士 | 2期 |
| 鈴木 良則 | 経済界 | (一社) 静岡県経営者協会専務理事 | 1期 |
| 中澤 博志 | 土木・都市計画 | 静岡理工科大学理工学部教授 | 1期 |
| 中島 忠男 | マスコミ | (株) 静岡新聞社論説委員長 | 1期 |
| 西原 純 | 地域社会 | 静岡大学名誉教授 | 4期 |
| 米谷 壽代 | 法学界 | 静岡大学人文社会科学部准教授 | 5期 |

※50音順。

4 審議状況（これまで反対意見書の提出がないため、審議会に諮問された案件はない。）

| 回 | 開 催 月 日 | 内 容 |
|---------|------------|-----------------------|
| 1 | 平成14年9月11日 | 審議会の運営方法及び事業認定の制度について |
| 2～10回 略 | | |
| 11 | 平成25年2月19日 | 事例研究（知事認定事業） |
| 12 | 平成26年1月29日 | 事例研究（大臣認定事業） |
| 13 | 平成27年2月17日 | 事例研究（知事認定事業） |
| 14 | 平成28年2月5日 | 事例研究（知事認定事業） |
| 15 | 平成29年1月30日 | 事例研究（大臣認定事業） |
| 16 | 平成30年2月2日 | 事例研究（大臣認定事業）、シミュレーション |
| 17 | 平成31年1月25日 | 事例研究（知事認定事業） |
| 18 | 令和2年1月24日 | 事例研究（知事認定事業） |
| 19 | 令和5年2月10日 | 事例研究（他県知事認定事業） |

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、開催を見送ることとした。

土地収用法（抄）

（昭和二十六年六月九日）
（法律第二百十九号）

（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

（略）

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

静岡県事業認定審議会条例

(平成 14 年 3 月 28 日)

(静岡県条例第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 7 第 2 項の規定に基づき、静岡県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 103 号）の施行の日（平成 14 年 7 月 10 日）から施行する。

静岡県事業認定審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県事業認定審議会条例（平成14年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、静岡県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法によることができるものとする。

(会長の任期等)

第3条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行うものとする。

(会議の開催)

第4条 審議会は、会長が開催の必要があると認めるとき、委員を召集する。

2 会長は、審議会の会議を召集しようとするときは、あらかじめ、議案に添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(専門委員等の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、専門の事項に関し学識経験を有する者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、起業者に対し、審議会に出席して議案について説明を行うことを求めることができる。

(議事に加わることができない委員)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(1) 土地収用法第8条に規定する起業者、土地所有者及び関係人

(2) その他委員が審議事項に特に利害関係を有し、議事に加わることが不相当と認めるとき

2 前項に規定する委員が会長であるときは、会長に事故があるときとみなして条例第3条第4項の規定を適用する。

(会議)

第7条 会議は、非公開とする。

2 会長は、条例第4条第3項の規定により、出席委員として議決に加わるほか、可否同数のときに、再度議決権を行使するものとする。

(会議録)

第8条 審議会の会議については、会議録を作成し、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

2 会議録は、公開とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めない事項は会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日（平成14年9月11日）から施行する。

静岡県事業認定審議会の運営について

(交通基盤部公共用地課)

1 委員の席次について

50音順とする。

2 会議の公開・非公開について（規程第7条第1項関係）

非公開とする。

事業認定は、収用手続きの前提となる手続きであり、公開した場合、審議の妨害や委員への圧力などにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、審議会等の役割が果たせなくなることが予想されるため。

3 会議録及び会議資料の公開・非公開について（規程第8条関係）

会議録は、事務局が要旨により作成し、発言者その他個人の氏名、特定の個人が認識し得る部分及び審議会の運営に著しい支障があると判断される部分を除いて公開する。

会議資料は、非開示情報が記載されている部分及び審議会の運営に著しい支障があると判断される部分を除いて、公開する。

4 委員の除斥について（規程第6条関係）

委員が当該議案の起業者、土地所有者及び関係者である場合、または、その他利害関係を有している場合には、審議会の判断の公正性に誤解を与えることとなることから、議事（会議と議決）に加わらないものとする。

ただし、その委員の専門的立場からの意見が必要であるなど審議会が同意する場合は、会議で発言できるものとする。

5 議決権（規程第7条第2項関係）について

議決は会長を含めた出席委員の多数決とし、可否同数の場合は会長が再度議決権を行使するものとする。